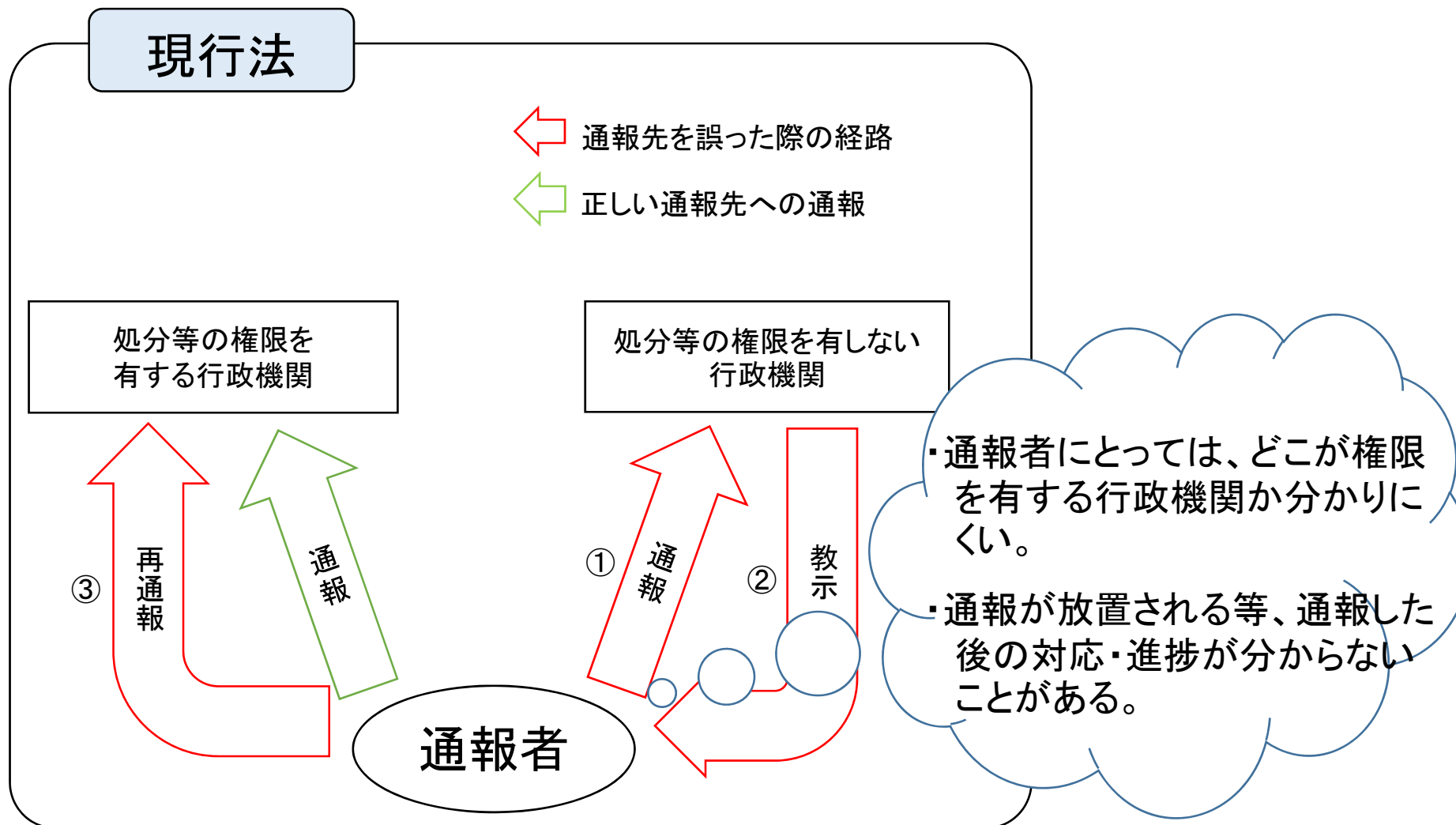


# 行政への通報の一元的窓口の設置

- 現行法の規定：通報者が誤って処分等の権限を有しない行政機関に通報した場合、
- ・当該行政機関の教示に基づき再度通報し直すことが必要。
  - ・処分等の権限を有しない行政機関に通報したことについて、不利益な取扱いから保護されるのかが明示されていない。



# 行政機関が不適切な対応を行った主な事例（法施行後）

通報を受けた行政機関においても、通報の放置、不適切な調査、通報に係る秘密の漏えい等の不適切な対応が散見される。

通報を受けた行政機関(時期)	主な通報経路	不適切な通報対応の種別及び概要	
A省(2010年)	団体職員 ⇒ A省	○通報の放置	通報から約1年4か月経過後に公益通報の受理通知を発出、その約2か月後に法違反の是正指導
B市(2013年)	匿名通報者 ⇒ B市	○不適切な調査	通報事実について責任を問われる立場にある者が、被通報者に対して聞き取りをしたのみで調査を終了
C区(2013年)	民間事業者従業員 ⇒ C区保健所	○不適切な調査 ○通報に係る秘密の漏えい	調査実施時に、被通報者に対し、当該調査が通報を契機としたものであることを漏えい
D省(2014年)	医療研究プロジェクト研究員 ⇒ D省	○通報に係る秘密の漏えい	通報者からの通報内容が記載されたメールを被通報者に転送
E県、F省(2014年)	県立病院医師 ⇒ E県、F省	○通報の放置	通報後、2年以上経過した後に調査を開始
G省(2014年)	国立大学准教授 ⇒ G省	○通報に係る秘密の漏えい	被通報者に対し、通報者の氏名を漏えい
I市(2017年)	民間事業者従業員 ⇒ I市	○通報に係る秘密の漏えい	被通報者に対し、通報者の氏名を漏えい

(備考) ・各行政機関の第三者委員会報告書や新聞報道等を通じて明らかになった主な事例を掲載。  
・時期は、各行政機関の第三者委員会報告書や新聞報道等により各事例が明らかになった年を記載。

# 相談ダイヤルに寄せられた相談事案の傾向（抄）①

## 公益通報者保護制度相談ダイヤルの概要

- ・消費者庁消費者制度課に設置
- ・相談員1名（複数の相談員が日替わりで対応）
- ・公益通報者保護法に関する相談、各種ガイドラインに関する相談、通報先（処分等の権限を有する行政機関）に関する相談等、制度に関する相談の受付（個別事案に対して個別具体的な判断や回答は行わない）
- ・平成25年1月から平成29年12月までに3,214件の相談（通報制度に関連しないものを除く）

## 相談主体・内容の内訳（平成25年1月～平成29年12月）

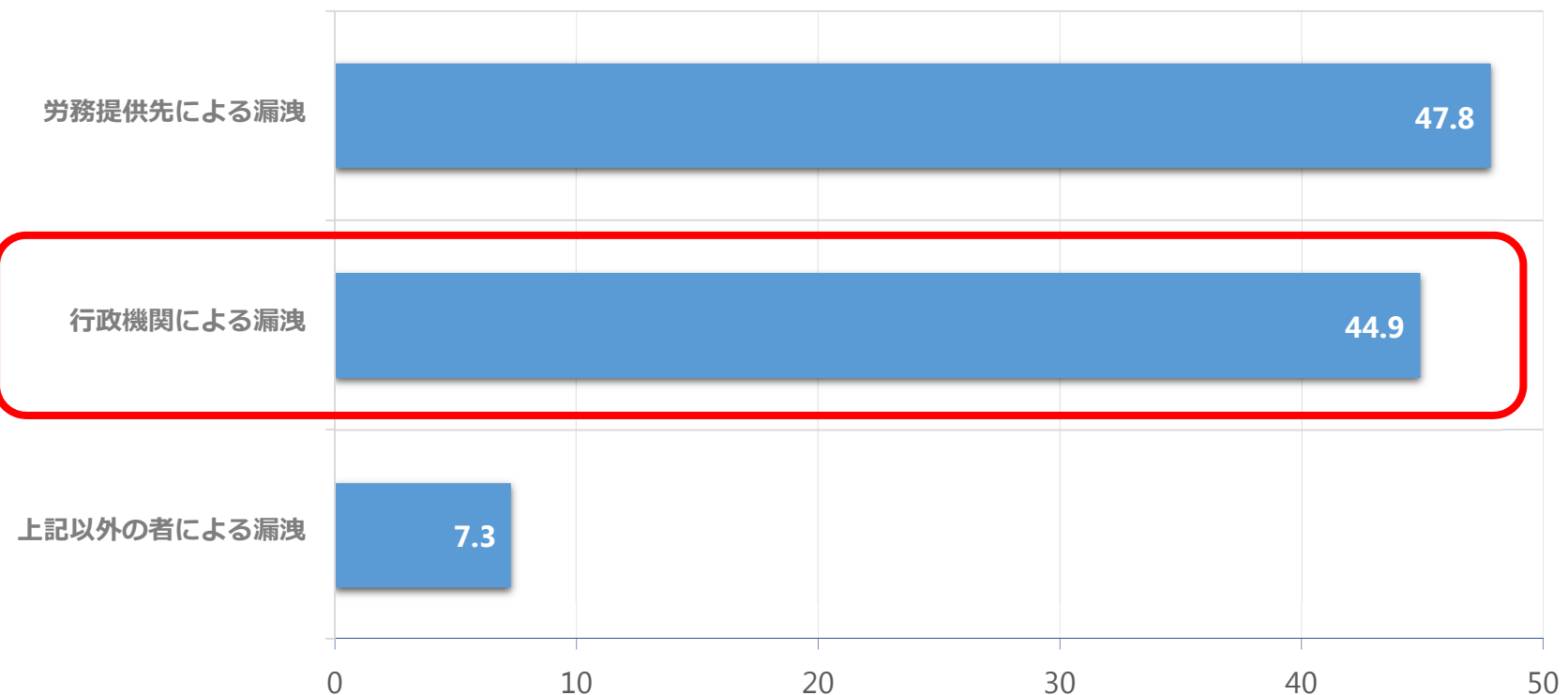
全相談件数 (通報制度に関連しないものを除く)	相談主体				うち個別事案を内容とする相談(※)
	行政機関	民間事業者	法律専門家	個人 (不明含む)	
3,214件	1,010件	389件	74件	1,741件	2,142件
	相談内容(重複あり)				
	法律・ガイドラインに関するもの	通報への対応方法に関するもの	通報先の問い合わせ	その他	
	1,411件	471件	949件	719件	

※ 通報者自身からの相談だけでなく、通報を受けた民間事業者や行政機関からの相談（例えば、行政機関等から寄せられる「・・・という通報があったがどのように対応すればよいか」といった相談）を含む。

## 相談ダイヤルに寄せられた相談事案の傾向（抄）②

### 行政機関からの情報漏洩の存在

通報に関する情報漏洩が問題となった相談（69件）のうち、行政機関からの情報漏洩が問題となったものは約半数であった（単位％）。



注：「労務提供先による漏洩」は行政機関が労務提供先となる場合も含む。

「行政機関による漏洩」は外部労働者等から行政機関が通報を受けた場合に漏洩した事案を指す。